

仕 様 書

1 件 名

宮古島（7）事業系一般廃棄物処理

2 場 所

沖縄県宮古島市上野字野原 83-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地

3 概 要

宮古島駐屯地から排出される事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分

4 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 一般事項

- (1) 請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧する。
- (3) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務実施上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。
- (4) 駐屯地への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・通行路等）は、当該駐屯地の規制（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。

6 特記事項

- (1) 廃棄物の収集・運搬を行うものは、廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条の許可を受けたものとする。

(2) 廃棄物の種類及び排出予定数量

番号	廃棄物の種類	排出予定数量（年間）	
			月平均
1	可燃物	68,400kg	5,700kg
2	不燃物	600kg	50kg
3	ビン・カン・ペットボトル	11,400kg	950kg
4	新聞・雑誌・段ボール	16,800kg	1,400kg
	合 計	97,200kg	8,100kg

- (3) 廃棄物の収集日は、官側と協議のうえ決定する。
- (4) 収集作業時において、ゴミ集積場の風紀及び衛生管理上、収集後は積み残しが無いよう十分に注意を払うこと。
- (5) 収集した廃棄物は、宮古島市処理施設へ搬入し適切に処分すること。
- (6) 請負者は、毎月分の処理廃棄物の数量を廃棄物の種類ごとに区分・集計し、翌月10日までに官側に通知すること。